

熊本県立大学教育用情報基盤機器等賃貸借（教育用事務用PC） 一般競争入札 質問回答

NO.	受付日	質問	回答
1	9/14	保守は、5年オンサイト保守（翌営業日訪問保守）か。	要求仕様書6 保守に関する条件のとおり、リース期間中（60箇月）翌営業日訪問保守を行ってください。
2	9/14	リース期間満了後の撤去については、1箇所に集約してもらえるか。	物件は1箇所に集約して返却します。
3	9/14	リース期間満了後のデータ消去は、PCを撤去後にデータ消去を実施し、消去証明書を1通提出する方法でいいか。	データの消去証明書については、形式を問いませんので、消去完了後に1通提出する方法で結構です。
4	9/14	契約書案を、事前に提示してもらえるか。	契約書（案）を本学ホームページ入札広告欄に掲載します。
5	9/14	天災により、契約解除となった場合残リース料は請求してもいいか。	契約書（案）第16条に基づく協議を行い、双方の責めに帰することができない事由により、それ以降契約の履行ができないと判断される場合は、ファイナンス・リース契約の趣旨を鑑み、残リース料を支払うこととなります。
6	9/14	コロナウイルス感染拡大と長期化により、納期遅延となった場合、損害賠償や違約金請求等なく、契約期間変更等の協議に応じてもらえるか。	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、契約期間変更等の申し入れがあった場合は、契約書（案）第16条に基づく協議を行います。 また、納期遅延が、新型コロナウイルス感染症の影響によるものであり、受注者の責めに帰することができない場合は、契約書（案）第10条に定める損害賠償の請求は行わず、取引停止等の処分も行いません。